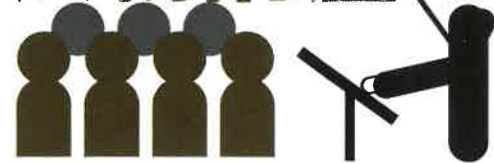


中小企業のための 法務講座



香港で逮捕された時、 すべきこと②



あなたは、自分は犯罪を犯さないで、自分には全然関係ない話と思われませんか。

逮捕されたときの対処

②冷静さを守ること

まずこのコラムを読んだあなたは、これだけは覚えておいてください。万が一、万が一、逮捕された場合は、警察署からすぐでも弁護士に連絡し、弁護士が来るまで供述をしないことです。これは私が弁護士だから言っているのではなく、そうするのがあなたにとって本当に得策なのです。

これが最も大切です。警察は合理的な疑いをもって逮捕に踏み切ります。そこであなたが大きく抵抗したり暴力をふるったりすれば、警察に容疑者を逮捕する口実をさらに与えてしまうこととなります。

③自分がどのような罪で逮捕されたのかを警察に聞くこと
まずは状況を把握しましょう。

④不用意に話さないこと
容疑者には黙秘権があります

まず、警察官も容疑者に対して必ず次のようなことを話します。

弁護士との面会、 そして供述

「あなたが話したいことを除き、話す義務はありません。ただし、あなたが話した内容は将来裁判所に証拠として提出されます」
多くの場合は、①逮捕の事実や警察の勢いに脅かされたこと、②準備不足であったこと、③緊張と不安、④早く警察署を出たいという気持ち、⑤法律の不知（黙秘権など）などの理由から自ら不利な供述をしています。

弁護士が警察署に来れば、弁護士と容疑者だけで個室で話すことができま。誰にも聞かれないようになつていきますから、自分の主張を正直に弁護士に伝えるべきです。供述のときには正式な通訳者がついたら、言葉の問題はほとんどなくなりま。

その後の流れ

しかしこれは絶対にしてはいけません。警察署でラベラと自分の無実或いは自分のストーリーを供述し署名することは非常に不利になりえますのでご注意ください。近時の裁判所は極度の緊張や勘違い、警察の脅しによって事実と異なることを話してしまったという言い訳を認めません。そのため、取り調べで供述してしまったことを裁判で覆すことは非常に難しいことになるからです。

⑤弁護士を呼びましょう

弁護士を呼ぶことは容疑者に認められた権利です。③で述べたように自分に不利な供述をしないよう、弁護士（ソリスター）と相談

凶悪な事件（殺人など）でなく、証人を脅したり逃亡したりする恐れがないときには、弁護士（ソリスター）の保釈要求により容疑者は保釈を許されます。保釈金の金額や保釈の条件は容疑者によって異なります。また保釈中であっても、容疑者によっては、パスポートを没収されず海外への渡航も認められることもあります。保釈の間に警察は引き続き調査を行い、証拠の量と質により、起訴するかどうか決定します。もし警察が起訴する決定をした場合、その後、裁判となります。罪を認めるかによりその後の行動が異なります。

（このシリーズは2カ月に1回掲載します）

筆者紹介

ANDY CHENG 鄭國有
弁護士 中国委託公証人 アンディチェン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com

